

地区の区分	名称 面積	沿道商業地区 変更:H31.3.8告示(条ズレ) 約0.9ha	運用基準	多賀城駅周辺地区計画
建築区画	建築制限 【条例第4条】	建築できないもの (1)幅員12m以上の道路に面する部分を住宅の用途に供するもの (2)1階部分で、幅員12m以上の道路に面する部分を共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋又は兼用住宅の居住の用途に供するもの (3)学校教育法に定める学校 (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)畜舎 (6)自動車教習所 (7)倉庫業を営む倉庫 (8)個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令第130条の9の5で定めるもの (9)勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (10)カラオケボックスその他これらに類するもの (11)自動車修理工場	(1)住宅とは、専用住宅かつ独立した建築物と解せる(戸建て住宅) (5)悪臭など、環境悪化のおそれがあるため排除 (7)倉庫業法(第2条)「寄託を受けた物品の倉庫における保管」で定められた倉庫は不可 (9)ギャンブル性のある施設の排除(風営法4条第2項第2号に基づく宮城県条例第22条の2) (10)青少年非行防止のため排除	
整備計画	敷地面積 【条例第7条】	100m <sup>2</sup> 以上 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く (1)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物の敷地として使用する土地 【条例第14条】：除外規定 公衆便所、公衆電話所、巡査派出所等その他これらに類する建築物で公益上必要なもの (2)土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地の指定又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一の敷地として使用するもの 【条例第16条】：除外規定	中低層住宅及び商業・業務・サービス機能の複合的施設が想定される建築物の規模を考慮し、土地の細分化防止のため最低限度を設定	
計画事項	形態・意匠 【条例第13条】：除外規定 市長が公益上必要な建築物で、用途上もしくは構造上やむを得ないと認め、又は地区計画の区域内の良好な都市環境を害するおそれがないと認めて許可したもの及びその敷地については、上記の条例第4条から第10条までの規定は、適用しない なお、許可に際しては、多賀城市都市計画審議会の意見を聴かなければならない			
	垣・柵の構造	土留擁壁又は基礎を設ける場合は、その高さは0.6m以下とし、その材料がコンクリート等の場合は、コンクリート面に化粧又は地被類を施すか、化粧ブロックとする	派手な色彩は避け、周辺の環境や隣接建築物等に調和した色彩とする 外壁の基調色は主として低彩度の色彩とする ただし、複数の色彩やアクセント色を用いる場合は、相互に調和して、周囲と違和感のない色彩とする(以上、「多賀城市景観計画」より)	道路境界線 0.6m以下 【擁壁のある場合】 擁壁面に化粧又は地被類を施す
	用途地域 容積率／建ぺい率	商業地域 400／80		